



# 宮 崎 県 公 報

平成22年7月27日（火曜日）号外 第80号の3

発行・印刷 宮 崎 県  
宮崎市橋通東 2丁目10番 1号

発行定日 毎週月・木曜日  
購読料（送料共） 1年 36,000円

## 目 次

	頁
告 示	
○家畜伝染病の家畜等の移動の制限の変更 ----- (畜産課) 1	

## 告 示

### 宮崎県告示第 494号の3

家畜伝染病の家畜等の移動の制限の変更（平成22年宮崎県告示第478号の5）を次のとおり変更する。

平成22年7月27日

宮崎県知事 東国原 英 夫

#### 1 移動を制限する区域

##### (1) 移動を制限する物品

「口蹄疫に汚染されたおそれのある家畜の排せつ物等の処理について（平成22年7月1日付け22消安第3232号農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知）」に基づき、農場内に封じ込め処置を行っているたい肥等（ただし、家畜防疫員等が制限の必要性のないと認めたものを除く。）

##### (2) 移動を制限する区域

平成22年宮崎県告示第 478号の5の1の(2)に掲げる区域に、以下の区域を追加する。

ア 宮崎市佐土原町上田島の一部（佐野原、横山、松本、城ヶ下及び向ヶ廻）、佐土原町下那珂の一部（宇多ヶ淵、上永田、除田越、黒田、山崎、笹原、大路田、釘本、東亀田、水待、反橋、琵琶首、亀田村、坂ノ下、島田、西ノ城、石ヶ峯、阿弥陀下、昆沙門、井上、岡村、人中、福塚、中原、坂本、柿内及び深廻）、佐土原町東上那珂の一部（上永田、永田、山崎、花立、笹原、飯塚、蘭田、柳橋、阿蘇田、久保田、下講中、小苗代、大路田、蓮ヶ池、上池、白地、島田、宮田、寺田、大久保、中島、戸樋ノ上、大ノ島、柿内、岡ノ迫、上講中、北ヶ迫、廻山、年居原、高原、小原、前平、沖ノ田、丁田、前田、新宮、春口、横峰、片平、横峰迫、三合原、城ヶ迫、和泉、堀内、桑木田、小崎、畑田、落井手、宮ノ前、学頭、垣内、沖木、梶原、亀田、西ヶ堀、伊倉、落井手、拾寺坊、重平、矢倉田、平田、一午房、伏原、相ヶ谷、赤津フケ、ボラヶ迫、筒ヶ迫、中ノ迫、中原、小尾佐、釘元、八ヶ丸、宮ヶ下、羽山崎、水待、田原田、井手下、津倉、山神、尾ノ上、大池田、中牟田、上牟田、後谷、江原、福城寺、松下、銚田、原田、竹ノ内、馬場田、池下、池内、松月下、堂ヶ迫、長谷水、河原田、内城及び城ヶ下）及び佐土原町西上那珂の一部（河内、真米、山田、山ノ口、上ノ迫、長園原、下相作、待居廻、中畑、森蘭、南河内、松ヶ迫及び元屋敷を除く。）

イ 西都市大字岩爪の一部（次貫田、内之畑、畑、正ブ廻及び

元村)